平成２１年（フ）第３５７号
和歌山県橋本市紀見ケ丘３丁目10番19号
債務者　福田　正幸
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５７号
京都府宇治市神明宮北３番地の９
債務者　京都旅行倶楽部こと　内山　映二
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５１３号
熊本市清水新地５丁目12番１―520号
債務者　中道　光春
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５１４号
熊本市清水新地５丁目12番１―520号
債務者　中道　成子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第３５０９号
名古屋市南区元柴田西町１丁目50番地
ニューコーポ柴田402号
債務者　宮下貴代美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春馬　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６０５号
堺市東区丈六258番地　松尾マンション301号、申立時の住所堺市東区高松227番地２シティパーク北野田807号
債務者　美容室サロンドウィズこと　**篘**合　一男
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山　博英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０４４号
大阪府河内長野市市町289番地の８
債務者　エニシングクリーンこと　田中　敬一
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山　博英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
和歌山県岩出市金屋243番地の47
債務者　星　かおる
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　善彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７２号
新潟県新発田市乙次435番地３
債務者　谷本　久子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水内　基成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第７２号
熊本県八代市田中東町24号９番地、住民票上の住所熊本県熊本市御幸西４丁目５番97―３号
債務者　中村　輝子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長　　丈博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第３８５号
群馬県前橋市住吉町１丁目14番３―706号
債務者　小出　孝治
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　　晶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１５２７号
愛知県小牧市大字久保一色1661番地６
債務者　森川　信彦
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　晃史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３９号
長崎県長崎市田中町79番地18　東望団地２―３棟202号
債務者　小玉　啓介
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　　巖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８９号
青森県十和田市大字滝沢字高屋12番地
債務者　高屋　恵美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第９１号
青森県三沢市岡三沢４丁目145番地２号　コーポミサワＷ５　Ａ号
債務者　立花　明彦
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第９２号
青森県十和田市大字三本木字千歳森330番地21
債務者　作田　友子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第３４５号
埼玉県越谷市相模町１丁目42番地　ホワイトレジデンス105
債務者　瀧　江美子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係